

運転免許証の番号の形式及び内容について

警察庁丁運発第105号
昭和56年9月10日

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

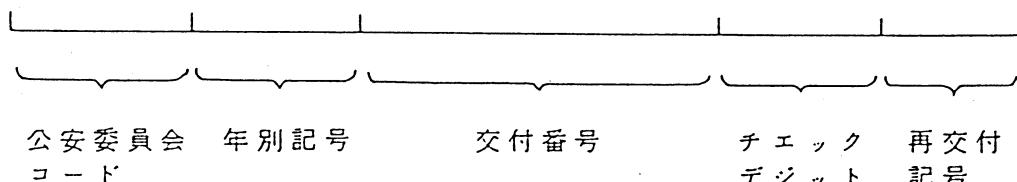
警察庁交通局運転免許課長

運転免許証の番号の形式及び内容については、「運転免許証番号の形式及び内容の統一について」(昭和41年5月24日付け警察庁丁運発第53号)によってきたところであるが、「電子計算組織による運転者管理業務実施要領」(昭和56年4月8日付け警察庁丙運発第7号, 警察庁丙情管発第2号, 警察庁丙有発第2号。以下「実施要領」という。)による運転者管理業務を的確に行うため、運転免許証(以下「免許証」という。)の番号の形式及び内容を次のとおり定め、昭和57年1月1日から実施することとしたので、これが取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、「運転免許証番号の形式及び内容の統一について」(昭和41年5月24日付け警察庁丁運発第53号)は、同日付けをもってこれを廃止するので念のため申し添える。

記

1 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項により交付する免許証以外「新規免許証」という。)及び第2項により交付する免許証(以下「併記免許証」という。)で昭和57年1月1日以降の日付けで交付するものについては、免許証の番号の形式は12桁の数字とし、その内容は次のとおりとする。



- (1) 公安委員会コードは、交付公安委員会を表示する2桁の数字で、実施要領、別添4業務コード表1都道府県(方面)公安委員会名コードによるものとする。
- (2) 年別記号は、交付年を表示する2桁の数字で、交付年に該当する西暦の下2桁とする。
- (3) 交付番号は、交付年ごとの一連番号を表示する6桁の数字とする。
- (4) チェックデジットは、公安委員会コード、年別記号及び交付番号に基づいて、「モジュラス11」

の計算方式により算出した 1 衔の数字とする。

(5) 再交付記号は、亡失又は滅失を理由とする免許証の再交付の回数を表示する 1 衔の記号で、再交付回数 0 回の場合は「0」、1 回の場合は「1」、以下回数に応じて 1 を加えた数とする。

ただし、再交付回数 10 回以上については 10 回の場合は「1」、以下回数に応じて 1 を加えた数とする。

2 昭和 57 年 1 月 1 日以降の日付で交付する法第 101 条及び法第 101 条の 2 の規定による免許証の有効期間の更新に係る免許証（以下「更新免許証」という。）については、現に付されている 11 衔の免許証の番号の下 1 衔（再交付記号）の前に 1 の(4)によるチェックデジットを加え 12 衔の数字とする。

なお、再交付免許証については、昭和 57 年 1 月 1 日以降再交付登録をするものについては免許証の番号は 12 衔となるので念のため。

3 経過措置

(1) 次の場合は、昭和 57 年 1 月 1 日以降の日付で交付する免許証であっても、免許証の番号は、なお、従前の例によることができるものとする。

ア 新規及び併記免許証

運転免許試験の合格	免許データ登録 (免許証の作成)	免許証に記載する 交付年月
昭和 56 年 12 月	昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 1 月

イ 更新免許証

有効期限	免許証台紙の作成	更新データの登録	免許証に記載する交付年月
昭和 57 年 1 月の誕生日	昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 1 月	昭和 57 年 1 月

注) 免許証台紙をあらかじめ自県の電算機により作成しておき、警察署に配付しておく府県の場合。

(2) 次の場合は、昭和 56 年 12 月 31 日以前の日付で交付する更新免許証であっても免許証番号は 2 による 12 衔の数字とすることができるものとする。

有効期限	適性検査合格	更新データの 登録	免許証に記載する 交付年月
昭和 56 年 12 月の誕生日	昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 1 月	適性検査合格日
昭和 57 年 1 月 1 月の誕生日	昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 1 月	適性検査合格日